

保育標準時間利用者（支給認定2・3号利用者）

区分		在籍措置児童の属する世帯の階層区分 定 義	国基準額		町基準額		区分			
			3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上				
第1		生活保護世帯	0	0	0	0	第1			
第2	町民税非課税世帯	ひとり親世帯等以外の世帯の第1子	0	0	0	0	第2			
		ひとり親世帯等以外の世帯の第2子	0	0	0	0				
		ひとり親世帯等以外の世帯の第3子以降	0	0	0	0				
		ひとり親世帯等の第1子以降	0	0	0	0				
第3	所得割課税額 48,600円未満	ひとり親世帯等以外の世帯の第1子	19,500	0	13,700	0	第3			
		ひとり親世帯等の第1子	9,000	0	6,350	0				
		ひとり親世帯の第2子	0	0	0	0				
		ひとり親世帯等以外の世帯の第2子	9,750	0	6,850	0				
		ひとり親世帯等及び ひとり親世帯等以外の世帯の第3子以降	0	0	0	0				
第4	第1階層を除 き、住民税課税 世帯であってそ の所得割課税額 の区分が次の区 分に該当する世 帯	●ひとり親世帯等： 所得割課税額 48,600円以上 77,101円未満	ひとり親世帯等以外の世帯の第1子	30,000	0	21,000	0	第4		
		●ひとり親世帯等 以外の世帯： 所得割課税額 48,600円以上 57,700円未満	ひとり親世帯等の第1子	9,000	0	9,000	0			
			ひとり親世帯の第2子	0	0	0	0			
		●ひとり親世帯等： 所得割課税額 77,101円以上 97,000円未満	ひとり親世帯等以外の世帯の第2子	15,000	0	10,500	0			
			ひとり親世帯等及び ひとり親世帯等以外の世帯の第3子以降	0	0	0	0			
			●ひとり親世帯等 以外の世帯： 所得割課税額 57,700円以上 97,000円未満	ひとり親世帯等及び ひとり親世帯等以外の世帯の第1子	30,000	4,500	21,000		4,300	
				ひとり親世帯等及び ひとり親世帯等以外の世帯の第2子	15,000	4,500	10,500		4,300	
		第5	所得割課税額 97,000円以上 169,000円未満	ひとり親世帯等及び ひとり親世帯等以外の世帯の第1子	44,500	4,500	31,200		4,300	第5
ひとり親世帯等及び ひとり親世帯等以外の世帯の第2子	22,250			4,500	15,600	4,300				
ひとり親世帯等及び ひとり親世帯等以外の世帯の第3子以降	0			0	0	0				
ひとり親世帯等及び ひとり親世帯等以外の世帯の第1子	61,000			4,500	42,700	4,300				
第6	所得割課税額 169,000円以上 301,000円未満	ひとり親世帯等及び ひとり親世帯等以外の世帯の第2子	30,500	4,500	21,350	4,300	第6			
		ひとり親世帯等及び ひとり親世帯等以外の世帯の第3子以降	0	0	0	0				
		第7	所得割課税額 301,000円以上	ひとり親世帯等及び ひとり親世帯等以外の世帯の第1子	80,000	4,500		56,000	4,300	第7
				ひとり親世帯等及び ひとり親世帯等以外の世帯の第2子	40,000	4,500		28,000	4,300	
第7	所得割課税額 301,000円以上	ひとり親世帯等及び ひとり親世帯等以外の世帯の第3子以降	0	0	0	0	第7			

※4, 300円は、副食費分

保育短時間利用者（支給認定2・3号利用者）

在籍措置児童の属する世帯の階層区分		国基準額		町基準額		区分		
区分	定義	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上			
第1	生活保護世帯	0	0	0	0	第1		
第2	町民税非課税世帯	ひとり親世帯等以外の世帯の第1子	0	0	0	0	第2	
		ひとり親世帯等以外の世帯の第2子	0	0	0	0		
		ひとり親世帯等以外の世帯の第3子以降	0	0	0	0		
		ひとり親世帯等の第1子以降	0	0	0	0		
第3	所得割課税額 48,600円未満	ひとり親世帯等以外の世帯の第1子	19,300	0	11,500	0	第3	
		ひとり親世帯等の第1子	9,000	0	5,250	0		
		ひとり親世帯の第2子	0	0	0	0		
		ひとり親世帯等以外の世帯の第2子	9,650	0	5,750	0		
		ひとり親世帯等及び ひとり親世帯等以外の世帯の第3子以降	0	0	0	0		
第4	第1階層を除き、住民税課税世帯であってその所得割課税額の区分が次の区分に該当する世帯	●ひとり親世帯等： 所得割課税額 48,600円以上 77,101円未満	ひとり親世帯等以外の世帯の第1子	29,600	0	17,700	0	第4
		ひとり親世帯等の第1子	9,000	0	7,500	0		
		●ひとり親世帯等 以外の世帯： 所得割課税額 48,600円以上 57,700円未満	ひとり親世帯の第2子	0	0	0	0	
		ひとり親世帯等以外の世帯の第2子	14,800	0	8,850	0		
		ひとり親世帯等及び ひとり親世帯等以外の世帯の第3子以降	0	0	0	0		
		●ひとり親世帯等： 所得割課税額 77,101円以上 97,000円未満	ひとり親世帯等及び ひとり親世帯等以外の世帯の第1子	29,600	4,500	17,700	4,300	
		ひとり親世帯等及び ひとり親世帯等以外の世帯の第2子	14,800	4,500	8,850	4,300		
		●ひとり親世帯等 以外の世帯： 所得割課税額 57,700円以上 97,000円未満	ひとり親世帯等及び ひとり親世帯等以外の世帯の第3子以降	0	0	0	0	
第5	所得割課税額 97,000円以上 169,000円未満	ひとり親世帯等及び ひとり親世帯等以外の世帯の第1子	43,900	4,500	26,300	4,300	第5	
		ひとり親世帯等及び ひとり親世帯等以外の世帯の第2子	21,950	4,500	13,150	4,300		
		ひとり親世帯等及び ひとり親世帯等以外の世帯の第3子以降	0	0	0	0		
		ひとり親世帯等及び ひとり親世帯等以外の世帯の第1子	60,100	4,500	36,000	4,300		
第6	所得割課税額 169,000円以上 301,000円未満	ひとり親世帯等及び ひとり親世帯等以外の世帯の第2子	30,050	4,500	18,000	4,300	第6	
		ひとり親世帯等及び ひとり親世帯等以外の世帯の第3子以降	0	0	0	0		
		ひとり親世帯等及び ひとり親世帯等以外の世帯の第1子	78,800	4,500	47,200	4,300		
		ひとり親世帯等及び ひとり親世帯等以外の世帯の第2子	39,400	4,500	23,600	4,300		
第7	所得割課税額 301,000円以上	ひとり親世帯等及び ひとり親世帯等以外の世帯の第3子以降	0	0	0	0	第7	

※4、300円は、副食費分